

ツール・ド・しものせき 2023

出店募集要項

1. 主催 ツール・ド・しものせき実行委員会（以下「実行委員会」）
2. 目的 全国各地からの参加者ならびに来場者を対象に、自転車に関連したブース及び飲食物の販売によりメイン会場の賑わいを創出します。また、下関市ならではの特産品、土産品等の販売により、下関市及びツール・ド・しものせきのPRと活性化を目的とします。

※新型コロナウイルス感染症対策の観点からサイクルイベントは開催せず、メイン会場内に出店ブースの設置のみとします。

3. 会場及び出店可能時間

月 日	会 場	出店可能時間
6月18日（日）	下関北運動公園内	11:00 ～ 16:30

※出店数は10店程度を予定しています。

4. 出店について

1) 出店区画について

1区画当たり…幅:1.5間(2.7m) × 奥行:2間(3.6m) (約10㎡) ※テントの設置必須
または、キッチンカーの場合は1台

1団体につき、2区画を上限とします。ただし、協賛団体（資金25,000円以上または物品協賛50,000円以上）、実行委員会所属団体、特別協力または特別後援に該当する団体、実行委員会が出店の依頼を行っている団体についてはその限りではありません。

2) 出店料について

出店料は無料です。

3) テントのレンタルについて

出店用テントをレンタルする場合は、下表のとおりレンタル費用が発生します。必要に応じて、希望する区画数とレンタル内容を記入してください。

内容	費用
1間×1.5間テントレンタル費用（1区画用）	12,000円
2間×3間テントレンタル費用（2区画用）	14,000円
テント横幕レンタル費用（幕数による変動無し）	5,000円

- ・協賛団体（資金25,000円以上または物品協賛50,000円以上）、実行委員会所属団体、特別協力または特別後援に該当する団体、実行委員会が出店の依頼を行っている団体は、テントのレンタル料金は無料です。
- ・自己都合による出店中止の場合、レンタル料の返還は行いませんので、ご注意ください。

5. 応募締切

令和5年3月24日(金) 必着

6. 条件等

1) 出店の申請・出店許可証の交付

- ・出店希望者は、出店申請書(様式1)にご記入の上、郵送またはFAX、E-mailにて、実行委員会事務局宛にご応募ください。
- ・実行委員会は出店申請を行った者の中から選定し、出店多数の場合は抽選とします。ただし、出店申請を行った者で実行委員会へ資金協賛・物品協賛を行っている者については、協賛金額に応じて優先的に選定します。
- ・実行委員会が選定した者について、出店許可証(様式2)を交付いたします。
- ・出店位置については、実行委員会が指定いたします。
- ・キッチンカーでの出店の場合は、営業許可証が必要となります。

2) 禁止事項

- ・大会の運営に支障をきたすおそれのあるものについては禁止いたします。また、公序良俗に反するものについても認められません。
- ・商品を不当な価格で販売することは禁止いたします。
- ・危険物を販売することは禁止いたします。

3) 備品・用具等

出店に伴う備品等は、実行委員会にて次のものを準備いたします。それ以外の搬入・出店準備・運営・清掃・搬出まで全て出店者自身で行ってください。また、調理器具、物品販売用具等については出店者でご準備ください。

なお、火気器具を使用する出店者については、下関市火災予防条例の一部改正により消火器の設置が必要です。各自でご準備ください。

[準備品] テント、長机、パイプ椅子

※数量等については出店決定後、打合せいたします。

※発電機が必要な場合、各自でご準備ください。

4) ゴミについて

発生したゴミは、各自でお持ち帰りください。

5) 搬入出、機材保管について

月 日	搬入	搬出
6月18日(日)	～ 10:30	16:30 ～

出店用の器具・機材などの保管については自主管理とし、万一の事故・紛失・盗難等について実行委員会は一切責任を負いません。

6) 保健所への届出、衛生管理について

飲食物を調理・販売する場合は、山口県臨時食品営業取扱要領の規程に基づき、実行委員会が下関市保健所に届け出いたします。当日は保健所発行の営業許可証（またはその写し）を持参・掲示してください。また、飲食・物品販売に関わらず、区画内の整理整頓及び衛生管理に十分注意を払ってください。

キッチンカーで出店される方は、下関市内におけるキッチンカーでの営業許可証の写しを提出して下さい。

7) 出店物に対するトラブル

出店物に対するクレームなどのトラブルについては、出店者において対処してください。実行委員会は一切責任を負いません。

8) 雨天時・大会中止時の対応について

雨天時でも、実行委員会が開催を決定した場合は大会を開催いたします。

天変地異や不測の事故・災害・疫病等、実行委員会の責によらない理由で大会中止決定した場合は、実行委員会と出店者両者協議の上でテントレンタル料の返還を検討いたします。

9) 補 則

本要項に定めのない事項又は本要項の解釈において生じた疑義については、実行委員会と出店者が誠意をもって協議し、その解決に努めるものとします。

お問い合わせ・応募先

ツール・ド・しものせき実行委員会事務局 （下関市観光スポーツ文化部スポーツ振興課内）

〒750-8521 下関市南部町1番1号 下関市役所本庁舎西棟1階

TEL (083) 231-2729 FAX (083) 231-2746

E-mail tourde@city.shimonoseki.yamaguchi.jp